

平成 21 年 2 月 12 日制定

平成 28 年 2 月 23 日改正

平成 30 年 1 月 22 日改正

令和 7 年 6 月 1 日改正

建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、高知県知事登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者等に対して、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条の第 1 項又は 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳格に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所が、法第 26 条第 1 項又は 2 項の規定する監督処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表 1 に掲げる監督処分事由に対応する処分等の基準を基本に、下記 (2) 及び (3) を勘案して処分等を決定するものとする。

(2) 複数の監督処分事由に該当する場合の取扱い

ア 一の行為が二以上の処分事由（表 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を決定するものとする。

イ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分に加重して処分等を決定するものとする。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なして処分を決定することができる。

(3) 個別事情による処分等の加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、以下に掲げる事情があると認められるときは、処分等を加重又は軽減することができるものとする。

- 1) 行為者の意識（悪意の有無等）
- 2) 行為の態様（内容が軽微であるか、常習的か等）
- 3) 是正等の対応（自主的に是正しているか等）
- 4) 社会的影響（刑事訴追されているか等）
- 5) 事務所としての組織的関与（開設者の指示の有無等）
- 6) その他、考慮すべき事項

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書による注意にあつては、2 年を経過しないものに限る。）の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記（1）から（3）により今回相当とされる処分等に、表 2 「過去に処分等を受けている場合の取扱い表」の基準に従って処分等を加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の処分事由がいずれも表 1 「管理建築士が法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けたとき」に該当し、その理由が定期講習受講義務違反である場合は、この限りでない。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があったときから長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して 5 年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、

法令遵守の状況等が窺える様な場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記（1）により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

- （1） この基準は平成21年2月12日から施行する。
- （2） この処分基準の施行日以前に高知県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。
- （3） この基準は平成28年2月23日から施行する。
- （4） この基準は平成30年1月22日から施行する。
- （5） この基準は令和7年6月1日から施行する。

表1 建築士事務所の処分基準

処分事由の概要		処分事由対象者	処分等の基準	建築士法根拠条文
虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合		開設者	登録の取消し	法第26条第1項第1号
建築士事務所の登録拒否事由（法第23条の4第1項）に該当するに至った場合				法第26条第1項第2号
廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき				法第26条第1項第3号
拘禁刑以上の刑に処せられたとき（その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く）			開設者である建築士の懲戒処分に準じた処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第1号 法第8条第1号
建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して罰金刑に処せられたとき（その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く）				法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第1号 法第8条第2号
未成年者である開設者の法定代理人、又は法人である開設者の役員が法第8条各号のいずれかに該当することとなったとき			上記に準じた処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第2号、第3号
変更届懈怠・虚偽の届出			文書注意 又は戒告	法第26条第2項第3号
設計受託又は工事監理受託契約締結時の書面の交付違反				法第26条第2項第1号 法第22条の3の3
名義貸し			閉鎖又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の2
再委託の制限違反				法第26条第2項第1号 法第24条の3
帳簿の備え付け・図書の保存義務違反			文書注意 又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の4
標識の掲示義務違反				法第26条第2項第1号 法第24条の5
書類の閲覧義務違反				法第26条第2項第1号 法第24条の6
重要事項の説明等違反				法第26条第2項第1号 法第24条の7
書面の交付義務違反				法第26条第2項第1号 法第24条の8
管理建築士が法第10条第1項の規定による処分を受けたとき		管理建築士	管理建築士の懲戒処分に準じた処分	法第26条第2項第4号
建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、法第10条第1項の規定による処分を受けたとき		所属建築士	※文書注意、戒告 又は閉鎖	法第26条第2項第5号
建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士がその資格による業務範囲を逸脱したとき		管理建築士	戒告又は閉鎖	法第26条第2項第6号
建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務範囲を逸脱した業務を行ったとき		所属建築士		法第26条第2項第7号
建築士事務所に所属する建築士でない者が設計又は工事監理をしたとき		建築士事務所に所属する建築士でない者		法第26条第2項第8号
建築士事務所の開設者又は管理建築士が法の規定に基づく知事の処分に違反したとき	閉鎖命令に違反したとき	開設者又は管理建築士	登録の取消し	法第26条第2項第9号
	法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき		戒告又は閉鎖	
上記の処分事由のほかに建築士事務所の開設者がある建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき		開設者	文書注意、戒告、 閉鎖又は登録の取消し	法第26条第2項第10号

※所属建築士の懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における位置づけ等を勘案する。

表2 過去に処分等を受けている場合の取扱い表

処分事由		処分等の基準
1 表1の基準により、文書注意相当であるとき		
	(1)過去に一度処分等を受けているとき	戒告
	(2)過去に二度以上処分を受けているとき	閉鎖
2 表1の基準により、戒告が相当であるとき		
	(1)過去に一度処分等を受けているとき	3月以内の閉鎖
	(2)過去に二度以上処分を受けているとき	3月以上1年以内の閉鎖 又は登録の取消し
3 表1の基準により、閉鎖が相当であるとき		相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し